

## ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書

ふじみ衛生組合周辺自治会等（以下「甲」という。）とふじみ衛生組合（以下「乙」という。）は、乙が、東京都調布市深大寺東町7丁目50番地30外に建設する「（仮称）ふじみ衛生組合新ごみ処理施設」（以下「可燃施設」という。）及び既存の「リサイクルセンター」（以下「不燃施設」という。）の両施設（以下「施設」という。）運営に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 本協定は、地域住民の健康、安全及び財産を確保するとともに、地域の生活環境を保全することを目的とする。

#### （基本理念）

第2条 乙は、施設の運営に当たり、周辺環境と安全に徹底的に配慮し、安定稼働の維持に努めなければならない。

#### （法令等の遵守）

第3条 乙は、施設の運営に当たり、環境と安全に関する法令並びにその他関係法令、規則及び本協定を遵守するものとする。

#### （情報公開）

第4条 乙は、施設の年間ごみ処理計画及び年間ごみ処理実績について、甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の内容その他必要に応じて施設の運営に係る情報を公開するものとする。

3 乙は、三鷹市及び調布市（以下「組織市」という。）のごみ処理に関する計画等について、情報提供に努めるものとする。

#### （処理対象ごみ）

第5条 施設の処理対象ごみは、原則として組織市の行政区域内から排出されたごみとする。

2 可燃施設の処理対象ごみは、可燃ごみのほか不燃施設で資源化した後の残さとする。

3 不燃施設の処理対象ごみは、不燃ごみ、粗大ごみ、有害ごみ及び資源物とする。

#### （ごみ処理相互支援）

第6条 乙は、近隣自治体とごみ処理相互支援協定を締結するときは、事前に甲と協議するものとする。

2 乙は、前項の協定に基づき相互にごみを受け入れるときは、事前に甲に報告するものとする。

#### （ごみ処理広域支援）

第7条 乙は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づく支援及びその他の地域からの広域支援要請によりごみを受け入れるときは、事前に甲と協議するものと

する。

(ごみの搬出)

第8条 乙は、組織市のごみを、他の自治体等に搬出する必要があるときは、事前に甲に報告するものとする。

(施設規模)

第9条 可燃施設の施設規模は、処理能力 288 t / 日とし、不燃施設の施設規模は、処理能力 87.4 t / 5 h とする。

(活動)

第10条 甲と乙は、ごみの減量化等に係る環境学習に関し、情報交換、体験学習、施設見学、イベント開催等で相互に協力し、これを実施するものとする。

## 第2章 環境保全対策

(生活環境の保全)

第11条 乙は、環境負荷の低減や施設周辺的生活環境の保全に努めるものとする。

2 乙は、ふじみ衛生組合周辺的生活環境保全対策として、周辺環境と調和した施設の景観に配慮し、緑化に努めるものとする。

(自主規制値の遵守)

第12条 乙は、可燃施設の稼働に伴い、別表1及び別表2に掲げる各項目の自主規制値を遵守するものとする。

(環境測定及び調査)

第13条 乙は、施設の稼働に伴う環境影響を調査するため、環境測定を行うものとする。

2 前項の測定項目、方法、回数等は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙は、第1項の環境測定に係る年間の測定計画及び結果について、甲に報告するものとする。

(データの公表)

第14条 乙は、本協定に基づき測定したデータについて、公表するものとする。

2 乙は、別表1及び別表2の各項目について、ふじみ衛生組合、三鷹市役所及び調布市役所の施設内において常時表示するものとする。

3 乙は、前2項及び前条の測定データについて、広報紙、ホームページ等で公表するものとする。

(交通計画と安全対策)

第15条 乙は、施設に搬出入する車両の交通ルート及び安全対策について、組織市等に要望するものとする。

2 前項の要望事項は、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

3 乙は、構内における車の渋滞を防ぐよう最大限の努力をするものとする。

4 乙は、構内への車両の出入り口に交通整理員を配置するものとする。

5 乙は、施設に搬出入する車両に起因して一般道路において頻繁に交通渋滞が生じる場合には解消策を講ずるものとする。

### 第3章 監視体制

#### (専門委員会)

第16条 乙は、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、速やかに専門委員会を設置する。

2 前項の専門委員会の構成及び所掌事項等については別に定めるものとする。

3 乙は、第1項に定める専門委員会の調査、審議の内容を甲に報告するものとする。

#### (施設への立入)

第17条 乙は、甲の施設への立ち入りについて、施設管理上支障がないときは、これを認めるものとする。

#### (自主規制値を超えた場合の措置)

第18条 乙は、可燃施設の稼働において、別表1及び別表2に掲げる自主規制値を超えた場合には、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の原因及び講ずる措置について、第16条第1項に定める専門委員会に報告し、安全の確認を行うものとする。

3 乙は、安全の確認後運転を再開するものとする。

#### (放射能に関する措置)

第19条 乙は、施設の稼働において、放射能に関する措置を講じるものとする。

2 前項の措置については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

#### (苦情処理)

第20条 乙は、施設の稼働に際し、地域住民から苦情があった場合には速やかに確認及び原因究明を行い個別具体的に対処するものとする。

2 乙は、前項の対応について、第16条第1項に定める専門委員会に速やかに報告するものとする。

#### (損害賠償)

第21条 乙は、施設へのごみ搬出入並びに施設の設置及び稼働に起因し、乙の責に帰すべき事由により地域住民に被害を及ぼした場合は、誠意をもってその補償を行うものとする。

2 乙は、地域住民に健康被害が生じた場合は、専門委員会及び関係機関の意見を最大限尊重し、誠意をもって解決を図るものとする。

### 第4章 その他

#### (協定の期間)

第22条 本協定の有効期間は、施設の稼働が停止するまでとする。ただし、前2条の規定は、この限りでない。

#### (稼働期間等の協議)

第23条 乙は、可燃施設の稼働開始から15年後に、可燃施設の稼働期間等、施設の今後のあり方について、甲と協議を始めるものとする。

#### (協議)

第24条 本協定に基づく甲と乙の協議、報告及び確認は、「ふじみ衛生組合地元協議

会設置要綱」(以下「地元協議会設置要綱」という。)に定めた地元協議会で行い、甲と乙は、地元協議会の合意事項を尊重するものとする。

2 本協定を変更する場合及び本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、前項に基づき協議のうえ定めるものとする。

(協定の効力)

第 25 条 本協定の効力は、地元協議会設置要綱第 3 条第 4 項別表第 2 に定める町丁目の住民に及ぶものとする。ただし、この地域以外において施設の設置及び稼働に起因する影響があった場合は、乙は、本協定に準じ対応するものとする。

附 則

本協定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表1(第12条、第14条及び第18条関係)

項目	排ガスの自主規制値
ばいじん	0.01 g/m <sup>3</sup> N 以下
いおう酸化物 (SO <sub>x</sub> )	10 ppm 以下
窒素酸化物 (NO <sub>x</sub> )	50 ppm 以下
塩化水素 (HCL)	10 ppm 以下
ダイオキシン類 (DXNs)	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
水銀 (Hg)	0.05 mg/m <sup>3</sup> N 以下

注1 上記はすべて乾き排ガス量ベース

注2 上記値はすべて排ガス中の酸素濃度(O<sub>2</sub>)12%換算値

別表2(第12条、第14条及び第18条関係)

項目	放射能の自主規制値
排ガス	134Cs/20+137Cs/30 が1以下 (単位:Bq/m <sup>3</sup> )
排水	134Cs/60+137Cs/90 が1以下 (単位:Bq/L)

(締結欄省略)

① 第 13 条第 2 項に定める測定項目、測定方法、回数等

排ガスの測定項目、測定方法、回数等

種別 項目	測定方法	測定回数	測定場所	自主規制値 又は 基準値
ばいじん いおう酸化物 窒素酸化物 塩化水素	大気汚染防止法 に定める方法	年 6 回 (計量証明) 及び 連続測定	排ガス煙道 測定口	0.01g/m <sup>3</sup> N 以下 10ppm 以下 50ppm 以下 10ppm 以下
ダイオキシン類	ダイオキシン類 対策特別措置法 に定める方法	年 2 回 (計量証明)	排ガス煙道 測定口	0.1ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
水銀	日本工業規格に 定める方法	年 6 回 (計量証明) 及び 連続測定	排ガス煙道 測定口	0.05mg/m <sup>3</sup> N 以下
一酸化炭素	日本工業規格に 定める方法	年 6 回 (計量証明) 及び 連続測定	排ガス煙道 測定口	(100ppm 以下)
排ガス中の 鉛	日本工業規格に 定める方法	年 6 回 (計量証明)	排ガス煙道 測定口	10mg/m <sup>3</sup> N 以下
排ガス中の カドミウム	日本工業規格に 定める方法	年 6 回 (計量証明)	排ガス煙道 測定口	1mg/m <sup>3</sup> N 以下
排ガス中の 亜鉛	日本工業規格に 定める方法に 準拠	年 6 回 (計量証明)	排ガス煙道 測定口	—

騒音・振動、臭気、排水の測定項目、測定方法、回数等

種別 項目	測定方法	測定回数	測定場所	基準値
騒音・振動	騒音規制法及び振動規制法並びに都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める方法	年 2 回	敷地境界 東西南北 4 か所	騒音 午前 8 時から 午後 8 時まで 60dB (A) 以下 午前 6 時から 午前 8 時まで 午後 8 時から 午後 11 時まで 55dB (A) 以下 午後 11 時から 午前 6 時まで 50dB (A) 以下
				振動 午前 8 時から 午後 8 時まで 65dB 以下 午後 8 時から 午前 8 時まで 60dB (A) 以下
臭気指数	悪臭防止法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に定める方法	年 4 回	敷地境界 東西南北 4 か所	12 以下
排水	下水道法及び東京都下水道条例に定める方法	年 2 回	排水放流枡	下水道法施行令及び調布市下水道条例に定める排水放流基準以下

周辺大気の測定項目、測定方法、回数等

測定項目	測定方法	測定回数	測定場所
浮遊粒子状物質	「大気の汚染に係る環境基準 について」に定める方法	年2回 (各1週間)	三鷹市立 南浦小学校 及び 調布市 しいの木公園
二酸化いおう	同上	年2回 (各1週間)	
窒素酸化物(二酸化 窒素、一酸化窒素)	「二酸化窒素に係る環境基準 について」に定める方法	年2回 (各1週間)	
塩化水素	「大気汚染物質測定法指針」 に定める方法	年2回 (各1週間)	
ダイオキシン類	「ダイオキシン類対策特別措 置法」に定める方法	年2回 (各1週間)	
水銀	「有害大気汚染物質測定方法 マニュアル」に定める方法	年2回 (各1週間)	

注1 平成25年度は上記の測定場所に加え環境影響評価で実施した7か所で年4回測定し、問題がなければ平成26年度より上記のとおりとする。

注2 上記の測定にあわせて測定日の気象状況を調査する。

放射能に関する測定項目、測定方法、回数等

測定項目	測定方法	測定回数	測定場所	東日本大震災に伴う 災害廃棄物受入時の 措置
焼却灰	放射性物質 汚染対処 特別措置法、 同法施行規則 及び ガイドライン に定める方法	月 1 回	搬出車両荷台	8,000 Bq/kg を超えた 場合は、災害廃棄物の 受入を停止
飛灰		月 1 回	積込排出装置 点検口	
排ガス		月 1 回	排ガス煙道 測定口	国の基準※ を超えた 場合は、災害廃棄物の 受入を停止
排水		月 1 回 放流のない 月は除く	排水放流枡	
空間放射線量率	地上高さ 5 cm 及び 100 cm で 空間線量計 により測定	月 2 回	敷地境界 東西南北 4 か所 及び 見学者駐車場	年間 1 ミリシーベル トを超える恐れがあ る場合は、直ちに地元 協議会にて協議

※次の式により算定した値が 1 を超えないこと

排ガス（単位：Bq/m<sup>3</sup>）

$$134\text{Cs} / 20 + 137\text{Cs} / 30$$

排水（単位：Bq/L）

$$134\text{Cs} / 60 + 137\text{Cs} / 90$$

② 第 15 条第 2 項に定める要望事項

車両搬出入

種別 ゲート	車両搬出入方向	
Aゲート（南側）	東八道路	八王子方向からの搬入車両、新宿方向への搬出車両
	ゲート	左折入場、左折出場
Bゲート（西側）	東八道路	八王子方向への搬出車両
	ゲート	左折出場
Cゲート（東側）	東八道路	新宿方向からの搬入車両、八王子、新宿方向への搬出車両
	ゲート	左折入場、右折出場

交通安全対策

1 施設に搬出入する車両に対し、交通安全及び搬出入経路の遵守について、指導する。
2 車両は、構内の制限速度及び構内の標識にしたがい、交通安全に努める。
3 車両は、ふじみ衛生組合の周辺道路で駐車や空ぶかしなど、交通環境の悪化につながる行為を行わない。

## ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会設置要綱

平成25年4月1日施行

### (設置)

第1条 ふじみ衛生組合は、ごみ処理施設の運転に関して、地域住民の健康被害の防止及び施設の運転の監視を行うため、ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書第16条に基づき、ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会（以下「専門委員会」という。）を速やかに設置する。

### (所掌事項)

第2条 専門委員会は次の事項を所掌する。

- (1) 地域住民の健康被害の防止に関すること。
- (2) 施設の通常運転時の監視に関すること。
- (3) 施設の運転に係る異常時の対応に関すること。
- (4) 環境測定及び調査結果等に関すること。
- (5) その他ごみ処理施設の運転に関し必要な事項に関すること。

2 専門委員会は、所掌事項について調査、審議し、その結果をふじみ衛生組合に報告する。

3 専門委員会は、必要に応じ、ふじみ衛生組合に対し、所掌事項について評価、提言を行うものとする。

### (組織)

第3条 専門委員会は、管理者が委嘱し又は任命する次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験者2人
- (2) 三鷹市医師会の医師1人
- (3) 調布市医師会の医師1人
- (4) ふじみ衛生組合地元協議会会長
- (5) ふじみ衛生組合地元協議会副会長（地域住民からの選出委員）
- (6) ふじみ衛生組合地元協議会の三鷹市・調布市の住民委員各1人
- (7) 三鷹市生活環境部長
- (8) 調布市環境部長
- (9) ふじみ衛生組合事務局長
- (10) その他管理者が認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の中から互選する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は会務を総理する。
- 5 委員長に事故ある時は、副委員長が代行する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 専門委員会は委員長が招集する。

2 専門委員会は、年1回開催する。なお、必要があると認めるときは、その都度開催することができる。

3 委員長は、専門委員会に委託会社を出席させ、説明を求めることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 専門委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第8条 専門委員会に、健康部会及び施設部会を設置する。

2 健康部会は、第2条第1項第1号の事項を所掌するとともに、非常時における市民の健康に関する対応計画（疫学調査を含む。）を作成する。

3 施設部会は、第2条第1項第1号から第4号までの事項を所掌する。

4 前3項に定めるもののほか、必要に応じ、専門の事項を検討するための部会を置くことができる。

5 部会は、委員長が指名する者をもって組織する。

6 部会に部会長を置く。

7 部会は部会長が招集する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

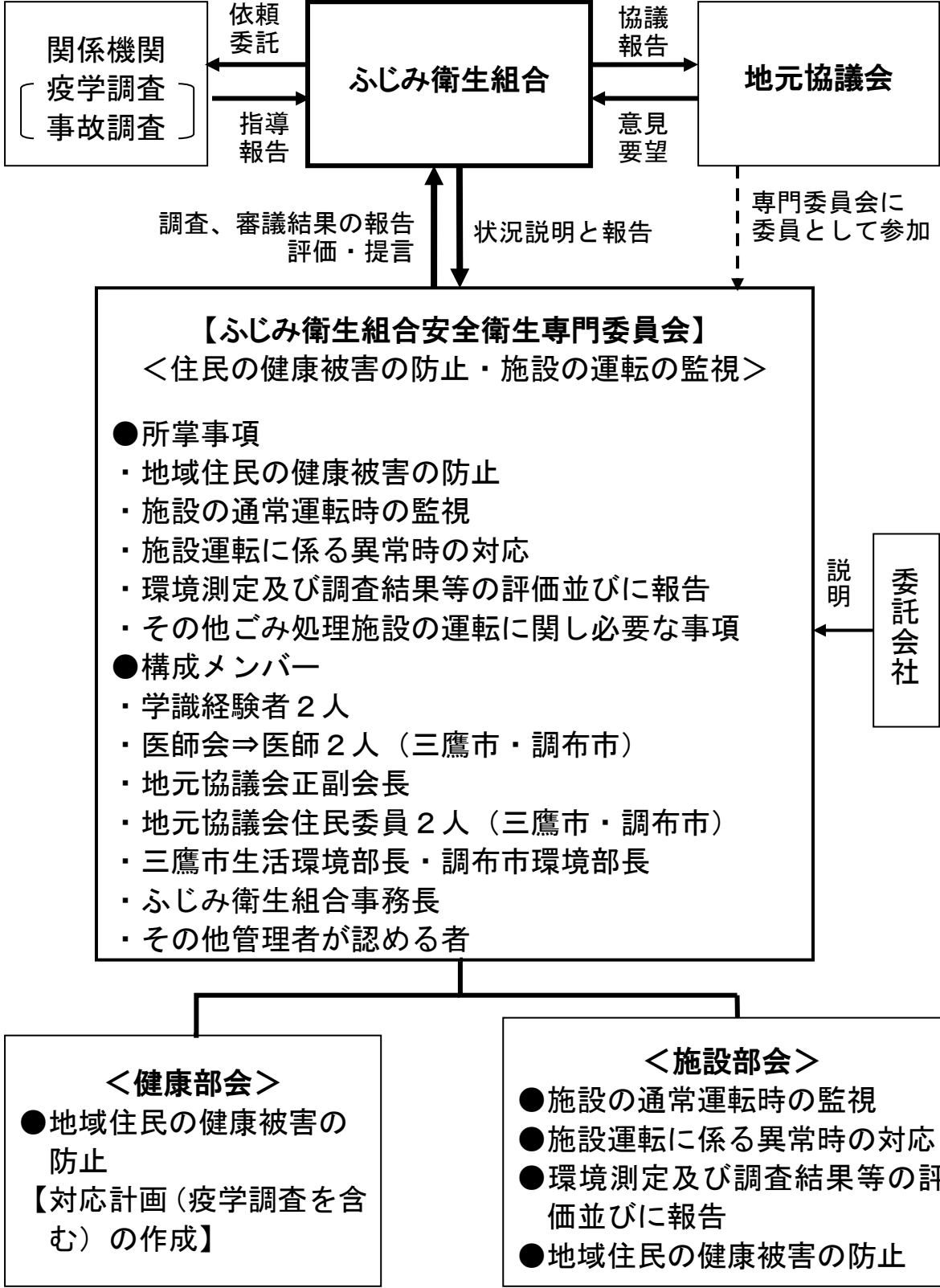
附 則（平成25年8月1日施行）

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和元年10月1日施行）

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会概念図



## 第 19 条に定める放射能に関する措置

### 災害廃棄物の受け入れに関するふじみ衛生組合の基本方針

- 1 ふじみ衛生組合は、東京都及び東京都市長会が被災地の自治体と締結する「東日本大震災に伴う災害廃棄物処理に関する基本協定」により災害廃棄物を受け入れるものとする。
- 2 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を受け入れるときは、「ふじみ衛生組合ごみ処理に係る環境保全に関する協定書」に基づき、事前にふじみ衛生組合地元協議会と協議するものとする。
- 3 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を受け入れるときは、事前に両市の市民に対して説明会を開催するものとする。
- 4 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物の受け入れに当たっては、原則、放射性セシウム濃度が 240 ベクレル／kg 以下の災害廃棄物を受け入れるものとする。
- 5 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル／kg を超えた場合は、原則として、災害廃棄物の受け入れを停止するものとする。あわせて、直ちにふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。
- 6 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 4,000 ベクレル／kg を超えた場合は、放射能の測定回数を増やすなど監視体制を強化するものとする。
- 7 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 4,000 ベクレル／kg を超えた場合は、ふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。

- 8 ふじみ衛生組合は、災害廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル／k g 以下の場合でも 4,000 ベクレル／k g を超えた場合は、災害廃棄物の混入比率を減らすなどの工夫により、放射性セシウム濃度が 4,000 ベクレル／k g を下回るように努めるとともに、「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」の検討結果に基づき、さらなる対応を行うものとする。
  
- 9 ふじみ衛生組合は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」に基づき、放射能濃度の測定結果について、両市の市民に対して情報公開するものとする。

## 第 19 条に定める放射能に関する措置

### 災害廃棄物受入時以外（通常時）に関するふじみ衛生組合の基本方針

- 1 ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 4,000 ベクレル/kg を超えた場合は、焼却灰及び飛灰の放射能測定回数を月 1 回から月 2 回に、排ガスの放射能測定回数を月 1 回から月 2 回に、空間放射線量率の測定回数を月 2 回から週 1 回に増やすなど監視体制を強化するとともに原因を調査するものとする。また、ふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。
- 2 ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル/kg を超えた場合は、焼却灰及び飛灰の放射能測定回数を月 1 回から週 1 回に、排ガスの放射能測定回数を月 1 回から週 1 回に、空間放射線量率の測定回数を月 2 回から週 1 回に増やすなど、さらに監視体制を強化するとともに原因を調査するものとする。また、直ちにふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。
- 3 ふじみ衛生組合は、廃棄物を焼却した焼却灰又は飛灰の放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル/kg を超えた場合は、8,000 ベクレル/kg を超えた焼却灰又は飛灰について国及び東京都に引き取りを依頼するとともに、引取りまでの間、現場保管基準に従い適正に保管するものとする。
- 4 ふじみ衛生組合は、排ガス及び排水中の放射性物質の濃度が別表 2 の基準を超えた場合は、直ちにその原因となる系統の焼却炉等の運転を停止し、必要な措置を講ずるものとする。また、直ちにふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。
- 5 ふじみ衛生組合は、空間放射線量率が年間 1 ミリシーベルトを超える恐れがある場合は、直ちにふじみ衛生組合地元協議会及び「ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会」に報告するものとする。

- 6 ふじみ衛生組合は、「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」に基づき、放射能濃度の測定結果について、両市の市民に対して情報公開するものとする。

# ごみ処理施設概要図

## 全体配置図

